第28回 道州制ビジョン懇談会

平成21年1月27日(火)

内閣官房 副長官補室(道州制ビジョン)

○江口座長 それでは、時間ちょっと前でございますけれども、岡本政務官がもう既においでになっておられますので、二、三分早いんですけれども、ただいまから道州制ビジョン懇談会の第28回の会合を開催させていただきたいと思います。

本日は、お忙しいところお集まりをいただきまして、まことにありがとうございました。 まず、岡本政務官が新たに着任されましたので、ごあいさつを一言よろしくお願いしま す。

○岡本政務官 このたび、道州制を担当することになりました内閣府大臣政務官の岡本で ございます。よろしくお願いします。

委員の皆様方には、本日は大変忙しい中、道州制ビジョン懇談会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、道州制とあわせて地方分権も担当しております。この2つは、地方がみずから責任を持って決定していく分権型社会の実現を目指すという点におきまして、同じ方向での議論をしていけるものと考えておるところでございます。

麻生総理は、国会で答弁しておりますが、政府といたしましては、まず地方分権を進め、その先に道州制を目指していくということでございます。私もその考え方に沿って取り組んでまいりたいと考えております。そのためにも、この道州制ビジョン懇談会におかれましては、まず日本の歴史・文化・風土を踏まえた大きなビジョンをしっかりと議論していただきたいと考えております。今後とも、多くの皆様に参加していただきながら、活発なご議論をしていただくよう期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○江口座長 どうもありがとうございました。

それでは、早速ではございますけれども、議事の第1番目、地方分権改革推進委員会との懇談会の結果についてご報告をさせていただきたいと思います。

前々回も前回もそうですけれども、地方分権改革推進委員会と、そして道州制ビジョン 懇談会、言ってみれば地方分権と道州制をどうつなぐかという、そのことをやはり話をしておいたほうがいいのではないかという各それぞれの委員の方々のご意見もありまして、それではトップ会談でもしましょうかということになりまして、事務方のほうに努力をしていただきまして、1月19日に私と芦塚委員が丹羽地方分権改革推進委員会委員長と懇談してまいりました。資料については、お手元の資料1のとおりでございます。これをもって双方話し合いをするということで臨んだわけでございますけれども、懇談の前から結果はわかっているようなものでございまして、今も岡本政務官のお話がありましたけれども、懇談の結果は、地方分権改革の取組みを推進していくことが将来の道州制の実現に向かって確かな道筋をつけることになるということ。それから、地方分権改革と道州制の議論は、地方がみずから責任を持って決定をしていく分権型社会、地域主権型社会の実現を目指す点では、同じ方向の議論をしているという、これについては全く同じだね、同じだ ねというようなことで、今までどおり同じ方向で努力をしていこうという話が出ておりま した。

それから、3つ目は地方分権改革推進委員会においては、次の第3次勧告に向けて、全力を挙げ道州制ビジョン懇談会においては、道州制について国民的議論を喚起すべく、日本の歴史・文化・風土を踏まえた大きなビジョンを描いていくということについて、双方で合意をしたということでございます。

本日の、ということは当日の意見交換を契機にして、地方分権改革、さらにはその先の 道州制の実現に向けて協力していくと。すなわち、地方分権のその先に道州制ありという、 そういう考え方で両者確認をしたということでございます。

ただ、これからも機会があれば、またその必要に応じては、そうした両者での懇談会も やってみる必要があるかもしれないし、やってみたいねという、これは雑談ですけれども、 そういうようなことを丹羽委員長と話し合っていたということでございます。

そういうことで、やらずもがなの対談というか、会談というか、そういう会でございましたけれども、非常に意義があって、改めて地方分権の先に道州制ありということは、その連続性が確認されたということにおいては、非常に意義のある懇談会であったというふうに思います。

ということで、以上をもちましてご報告とさせていただきたいと思います。

ご質問やご意見のある方は、ご発言をお願いしたいと思います。なければ、次に移らせていただきます。

どうぞ。

○金子委員 地方分権改革推進委員会のほうで、現状を前提とした国の権限の分権ということで作業を進め、現在の段階ではそれが出城の出先機関に取りかかっているということですが、既に出先機関の検討におきましても、都道府県に現状のまま渡していくところはそう多くないと。多くのものは、なお国の仕事として残っていかなければならないというふうな見通しが出ているやに伺っておりますが、その辺のところはどうだったんでしょうか。

○江口座長 その件につきましては、いろいろと話が出たわけではありませんけれども、まず丹羽委員長のほうからは、初めに仕事の移譲というものを先行させながら、すぐ後で財源をフォローさせていきたいと。先に札束をひらひらさせるというような形での分権ではなくて、まず仕事を明確にした上で、それに税財源を幾ら要るんだと、幾ら必要だというようなことを考えて、つけてすぐそれに対応するようになっているので、いわば時間差はあるけれども、ワンセットというように考えていただければいいというような、そういうお話でございました。

○金子委員 そうしますと、都道府県に移すべきところ、つまり将来の地方政府に移すべきところについては、全体の中では非常に少ない部分であるということになった場合の残りの現在出先機関が行っている仕事については、引き続き現状の出先機関で行うのか、あ

るいは出先機関改革というプロセスを通じて、その先の地方政府のもとになりそうなもの をこしらえるのか、この辺はいかがだったんですか。

○江口座長 その辺については、私のほうは確認しておりませんが、それは道州制のほうで確認する事項でもなし、また道州制懇談会の問題でもなし、丹羽委員長が責任を持って地方分権改革推進委員会のほうで、それを検討するだろうというような感覚で受けとめて話を進めておりました。ですから、地方分権改革推進委員会のほうの問題ということで理解していただきたいというふうに思うということであります。

○芦塚委員 私は、この席に立ち会いといいますか、協議会員で立ち会いさせていただいたわけで、今の件につきましても、地方分権改革推進委員会「第2次勧告」(抄)、8ページに書いてありますが、私たちもいわゆる出先が巨大化するのではないか。具体的には、地方振興局、地方工務局というふうになりますが、これについては、過渡的に処置であると。いわゆる広域自治体、都道府県制の中で地方分権をやっていくときに、基本的に広域行政に関するそれが残っておると、この2局に。それで、道州制になったら、これは経過措置であるから、そちらに移るんだというようなことをはっきりおっしゃいましたので、やはり同じ線に沿っていっているんだなというふうに私は確認させていただきました。

○江口座長 どうぞ。

○長谷川委員 新聞報道で多少この間のところの経緯を私が知る限りでは、3万5,000人の削減というのが盛り込まれたはずなんですよ、この第2次勧告の12月8日のやつは。それで、今ご指摘の8ページの表を見ると、3万5,000人の話は全く入っていないんだけれども、本文には工務局と振興局をあわせて統合していく過程で、3万5,000人削減しますというのが入っていて、それがこれも新聞で書かれていましたけれども、最後総理に持っていくときに、接続詞か何か1行入っちゃったために、3万5,000人のところが削られたと。でも、それをもう一遍会議をやり直して、丹羽さんのところでもう一遍会議をやったときに、これは3万5,000人削減はちゃんと注文事項だからねということを確認したはずなんですよ。そこがとても重要、つまり金子さんのおっしゃった、出先機関改革をやりますよという話だと私は理解しております。

○江口座長 それは資料を見ていただいたら第3次勧告で、これは地方分権改革推進委員会のほうの話ですけれども、そのことについて、こちらのほうからあえて質問をすると、確認をするというようなことは、向こうからそういう話が出てくればそれに対して話をしようというふうな考え方を持っておりましたけれども、丹羽さんのほうから、そういう問題提起もなく、むしろそうしたまず仕事を整理して、統括して、それからその次に移りたいというような、そういう返事をいただきましたので、それをそのまま流しております。確認はしておりません。

どうぞ。

〇堺屋委員 そうすると、この道州制の会議で、地方分権と道州制をつなぐような何かの 措置、筋道を考える必要はありますかね。もし、地方分権の先に道州制があるとすれば、 地方分権はここまで来てくれよと。そうしたら、次に道州制に移るよと、こういう書き方にするのか、地方分権は地方分権で進んでいただいて、それで次の基本法になるとタイムスケジュールが出てまいりますから、どこで地方分権デールから道州制デールに乗り換えるか、そういうことを考える必要はありますかね。

○江口座長 この辺についても話をしました。地方分権をどこまで進めたら地方分権改革が完了するのかというそこなんですけれども、地方分権がどこまでいくかというか、どこが終わりなのかということが明確ではないわけで、明確に線が引けないわけで、だから、できるだけ可能な限り地方分権改革推進委員会のほうで進められるだけ進めていきながら、そして税財政専門委員会というのがうちはあるわけですから、そういうところとのつながりというか、ドッキングというようなことの打ち合わせとか、調整なんかをしていく必要はあるだろうというような、そういうようなことでございます。

○金子委員 これは非常に重要なんで、我々が道州制を考えるときには、府県が合併して地方政府をつくるのでなくて、中央政府が世界政治にコミットできるような、完全に洗練された政府になるという段階において、地方の部分については地方政府に任せようと、そうすることが道州制の創出だと考えるわけですが、そうだとすると、中央政府が何をするか、地方政府が何をするか、これについてのはっきりした区分、目安というものをある時期までに決めて、それを国民に対して基本法なり、何なりの形で鮮明にするという作業がどうしても道州制をつくっていく過程においては必要になってくる。それがいつ頃だろうかという見通しですけれども、地方分権改革推進委員会の方では、現在、出先機関をやっている、しかし、出城ではやってみたところで、現行ではほとんど地方分権はできないという結論が早晩出てくることになる、やはり本丸、中央官庁に攻め入らないと、本当の地方分権の目安は立たないことになるのではないか。そうなった段階で、それではどうするかというと、目の前に道州制が浮かんでくるという、こういう筋道だろうと思っています。

この委員会は、少なくとも国はこういう仕事をするんだと、地方はこういう仕事をするんだということについての明確な区分を、第3次勧告のあたりでは、やはり出してこなければ平仄が合わないだろうと。国の仕事を対象にして改革を進めながら、そこを明確にしないで、はい、終わりましたということにはならないだろうと、想像しているのですが、いかがでしょう。

○江口座長 それにつきましては、国の役割はこういう役割で、道州の役割はこういう役割で、普通自治体の役割はこういう役割で道州制ビジョン懇談会は考えていますので、その辺はお考えをいただきたいというようなお話をしておきました。

ですから、道州制ビジョン懇が国の役割と、それから道州制の役割と、基礎自治体の役割はこうなっているということについては、丹羽会長も了承をしていただいているというふうに思います。

〇堺屋委員 私、この後、6時から公務員改革の会議がございますので、途中で失礼させていただきますので、先に申させていただきますが、このいただきました資料の6ページ

に、地方分権改革の推進スケジュールというのがございます。これは、20年5月に第1次勧告、20年12月に第2次勧告、そして第3次勧告が21年中にあるということが出ておりまして、それから委員会の設置というのが書かれております。これと、それから我々の道州制と考えますと、この第3次勧告には、道州制がやがて目標にあるよというのを入れていかなきゃいかぬと思うんですね。

- ○江口座長 地方分権推進改革の委員会。
- ○堺屋委員 はい、この推進分科会の……。
- ○江口座長 ちょっと2次勧告のあれないかな。
- ○堺屋委員 2次勧告はここへ出ているわけですね。3次勧告のときには、2次勧告には 特に触れておりませんが。
- ○江口座長 もちろん、2次勧告に載ると思いますけれどもね。
- ○堺屋委員 いや、2次勧告はもう出ちゃったの。
- ○金子委員 3次勧告のとき。
- ○江口座長 いやいや、3次勧告に……。
- ○堺屋委員 2次勧告には全然出てないわけですよ。それで、3次勧告……。
- ○金子委員 おっしゃるとおりに出てくるはずですよ。
- ○堺屋委員 3次勧告に出てこなきゃいけない。
- ○江口座長 3次勧告にも出て……。
- ○金子委員 出てこなきゃ意味ない。
- ○江口座長 出てくるし。
- 〇堺屋委員 そうしたら、その3次勧告に出てくるときに、こっちの考えている道州制を はっきりさせなきゃいけない。
- ○江口座長 そうでしょうね。
- ○堺屋委員 そうすると、この21年度の終わりか後半には、こっちの基本ビジョンとスケジュール、これをつくらなきゃいかぬことになりますね。
- ○金子委員 賛成です。
- ○江口座長 いわゆる工程表をつくるということになろうかと思いますけれども、それに ついてはこれから議論していかなければならないというふうに思います。
- ○堺屋委員 それを3次勧告に入れてくれということを、事前に協議しておく必要がある と思いますよね。
- ○江口座長 と同時に、この地方分権改革推進委員会の第2次勧告の最後にも、「現在、 政府・与党においては、道州制の導入に向けて議論が積極的に行われているが、当委員会 としては、以上のような地方分権改革の取組みを推進していくことが、将来の道州制の実 現に向けて確かな道筋をつけることになるものと考えている。」というふうに、第2次勧 告でこういう結びがありますから、当然のことながら、地方分権推進改革委員会のほうも、 道州制というものを、実現に向けて、その前提として自分たちの改革というものは進めな

ければならない。当然のことながら、第3次勧告にも載ってくると思います。

○堺屋委員 そうすると、座長にお願いしたいのは、それまでにここのビジョンと工程表をまとめていただかなければいけない。これはぜひ。

○江口座長 これはさっきも事務方とお話をしていたんですけれども、結局、今、税財政 専門委員会があります。これはこれでやっていただかないと、進めていただいて、これで まとめていただいて、親会と調整をして、あるいはまたここで話をしてもらうということ。 それから、区割りについても、区割りを具体的に線を引くのではなくて、どんな考え方で 区割りをしたらいいのかということについて。

もう一つ、この親会では、今おっしゃったような基本法をつくるのではなくて、基本法の中にどんなことを盛り込んだらいいのかという、そういう基本法骨子案みたいなもので、その中に工程表というようなものをつけ加えていく、入れていくというようなことをしていきたいというようなことになろうかと思います。

ですから、堺屋委員のおっしゃることも、金子委員のおっしゃることも、そういう方向でこれから3つの大きなジャンルというか、分野で、最終的にまとめられると同時に、道州制が実現された後というか、もし東北なら東北、あるいはまた四国なら四国が道州制になったときには、もしそういうふうになった場合には、どういうふうな四国になるのか、どういうふうな東北州になるのかという、そういう各道州のビジョンというようなものも、協議会の委員の方々と十分議論しながらまとめていただきながら、そういうようなものもつけ加えた最終報告というものにしたいというふうに思っています。

どうぞ。

○長谷川委員 冒頭の堺屋さんのご質問の地方分権と道州制をどうつなぐのかというところなんですけれども、ちょっと私の理解をお話ししておきたいんですけれども、資料4ページの上から7行目のところ、これは道州ビジョン懇で言っていた話ですけれども、「国と道州間の調整等は、『国・道州連絡協議会』が実施」と。連絡協議会がやるんだと、こういうふうに書いたわけです。それで、地方分権のほうはこういうことについてどういうふうになっているかといいますと、10ページにあるんですが、10ページの右側の組織の見直しの真ん中のちょっと下ぐらいに、地域との連携やガバナンスの確保の仕組みのところに、国の出先機関と地元自治体のここでも協議機関の設置とあって、これは実は法律上位置づけるんだと、こう書いてあるわけ。この国の出先機関と地方関係自治体との協議機関を法律上位置づけて、こういう機関をつくるんだというふうに書いてあるわけね。

さらに申し上げると、14ページにイメージ図が描いてあるんですけれども、この一番右上、別添4と書いてあるところの一番右上のところに、地方自治体との協議機関があって、これが出先である振興局と工務局を矢印で指す、つまりガバナンスをするんだというふうに、こういう絵が描いてあるわけです。

ということですから、先にやる地方分権の人たちのイメージというのは、法に基づいた 協議機関が国と関係自治体で話して協議していくと、こういう実態を一つつくるというこ とを言っているわけですよね。我々のほうの道州会は、4ページで、先ほど一番最初に確認したとおり、国・道州連絡協議会を実施するというふうに書いてあって、ここはかなり重なってくる可能性があるなと思っておりまして、だから概念の話ではなくて、実態のある協議会機関として、協議会として、ひょっとしたらこの地方分権の話と道州制の話はつながってくる可能性がある。

○江口座長 そうですね。こういうところは、まだまだ細かいところは第3次勧告に向けても出てくる可能性もありますし、場合によっては、1回ビジョン懇談会と、それから地方分権推進委員会と合同でそのあたりを話し合ってみるというか、確認し合ってみると。確認して合っておくという、そういう会も考えたらいかがかなというふうには思います。○金子委員 これは、長谷川委員が今おっしゃられたことは非常に重要なので、まさにそれこそが最終ゴールの道州制のビジョンを実現するための工程表の一部だと考えます。ですから、それをこちらはこちらで改革推進委員会のほうはそういうことで進んでいくけれども、それと我がビジョン懇談会とのビジョンづくりで、そのビジョンが単なる仮想空間を提示する話には絶対ならないので、どうやって実現するんだと、そんなことができるのかということが国民的な議論になるわけで、したがって工程表を附属しない最終勧告はあり得ないと考えます。

だから、そこのところで、どうしても競合してくる。当たり前です、それは。目標が同じだから。お互い分かれた委員会で話し合いをしていても、最終的のところでは競合してくるのは当然です、これは。正しく進行しているということにしかすぎないわけですね。 〇江口座長 競合していくということは当然のことかもしれません。それぞれ別の委員会でやっているわけですから。

しかし、競合しっ放しというような状態ではなく、そこを調整していかなければいけない、それを合わせていかなければいけないというか、つなぎ合わせていかなければいけないというようなことになってきますので。しかし、別々にやっていると、なかなか調整もつなぎもできないということになりますから、そういう場をつくるということで、いつの時期がいいのか、これから検討しますけれども、一度そういう問題点をビジョン懇としては持って、そして向こうの委員会と、あるいはまた委員のだれとか来ていただいて、そのあたりを確認しながら、1回やってみる必要があるのかなというふうに、今、思っています。

○金子委員 そういうことをもっと詰めるために、私は工程表をつくるための専門委員会 を提案いたします。それは、やはりつくってやる必要があると思います。

○堺屋委員 いつまでたっても、まだこの「分権が終わっていないから、分権が終わっていないから」という議論が残りそうなんですね。だから、分権委員会は、この3次勧告で終わりで、そこから分権委員会は、現実的な大きな川で流れていく。ビジョン懇談会は、そこで合流した先は、そこからは道州制ですよと。この、どこで合流するのか。だから、この3次勧告でこっちが終わりで、その時点でここまで行っていただいたら、そこから先

のバトンは道州制ですよという、この組み合わせが……

- ○金子委員 それは、この工程表を見ますと、向こうのほうは「新分権一括法案国会提出」となっている。この新分権一括法案の中には、当然ながら、国と地方との役割分担、そしてそれをいかなる工程で、いかなる主体に対して移していくかという具体的なイメージと工程表が要るということになってくるはずなんですよ。だから、この辺のところでは、もうはっきり両者が一致した歩調をとらなければいけなくなってくる。
- ○堺屋委員 その6ページの図によると、それはこの22年3月末の「委員会の設置期限」というのがありますが、この委員会は一体何者かということなんですね。このときに、その委員会が……
- ○金子委員 これは、あれでしょう。「委員会の設置期限」というのは、「おれたちの委員会が終わります」ということでしょう。
- 〇堺屋委員 だから、そのときに、こちらのほうに引き継げるような仕掛けを決めておかないと。
- ○金子委員 いや、ところが、そのときはこっちも終わりなんですよ。
- ○江口座長 終わりなんです。
- ○金子委員 だから、この新分権一括法案をつくるという過程において、必ずドッキング しなければなりません。
- ○江口座長 そうそう。だから、その前に両者が1回、とにかく打ち合わせというか、そ の辺の突き合わせをする作業をしておかなければいけないでしょうと。
- ○堺屋委員 それで、ここのところで、総務大臣ではなしに、やはり国全体の委員会に、 これを上げなきゃいけないですよ。
- ○江口座長 それはそうですけれども、その要望は出したとしても……
- ○金子委員 いや、分権一括法をつくるとなれば、これは閣議事項ですから、当然そうなるんですよ。

ただ、その前に、せっかく3年間かかってつくってきた両委員会が、最終的に分権一括 法案でドッキングするのです。

- ○堺屋委員 それが大事なところだよね。
- ○江口座長 だから、それをドッキングするために、そうしたことを……
- ○堺屋委員 今、そういう意識が……
- ○金子委員 全然ないの、まだ。
- ○堺屋委員 そう。特に、事務局のほうは全然別々にできていますから、そこのところを 座長によくご指導いただきたいと思います。
- ○金子委員 現状においてはないけれども、考えていけばそうなるに決まっているんです から、そうしなきゃ、もうできないという話なんですからね。
- ○江口座長 いや、しかし、事務方が別々だというふうにおっしゃいましたけれども、今、 事務方のほうも、そういう地方分権改革推進委員会へ連絡をとっていただいたり、あるい

はまた、いろいろと努力してもらって、そして両者の一致点というもの、接続点というもの、連続性というものを保つべく、いろいろ配慮してやってくれていますから、その辺は、私は大丈夫だというふうに思いますので、事務方が別々だから、これはだめだということではなくて、だからこそ、今、一生懸命やってもらっていますので、1回、そのつなぎがうまくいくように、そうしたことをお互いに話し合う。とにかく場をつくらないと、それぞれ別々のところで議論していたってしようがないわけですから、ああいったって、こういったって。だから、私はとにかく、そうしたいと思っています。

○金子委員 それで、向こうの委員会は、既に国の出先機関を精査するという実践に入っている。これに対して我が方は、単に仮想空間の議論をしているだけです。「論」と「証拠」の差になります。我々は「論」だから何でも抽象的に言えるけれども、実態がない。しかしながら、向こうの委員会は、既に出先機関に触っていますから、「証拠」を持っているわけです。国と地方がどういうふうな割り振りで今後いくべきかということについての見通しは、我々よりも向こうのほうが持ちやすい現況にある、これを頭に置く必要があります。

ですから、我々のほうも、私はそういった具体的な「論より証拠」を固めていく専門委員会を、やはりこの工程表をテーマとして我が方もつくるべきだと、こういうことを提案するわけです。

- ○江口座長 要するに、工程表をつくるための専門委員会をもう一つつくれと、こういう ことですか。
- ○金子委員 そういうことです。もう一つ、はい。区割りと財政はできたけれども、一番 大事な工程表の問題が、1年たったけれども、おざなりですから。
- ○江口座長 この工程表をつくる専門委員会をつくるということについては、堺屋委員、 いかがですか。
- ○堺屋委員 この本委員会でやったらいいのではないかという気もするんですけれどもね。 特に、専門委員会をつくる必要はある……この本委員会の一番下というのは、いかんせん ……
- ○金子委員 議論だけではだめなんですよ。方々駆け回って、やはりいろいろな証拠に基づいて動かないと、工程表などできませんよ。議論ではできません。
- ○堺屋委員 まあ、ちょっと時間が来ましたので、よろしく。
- ○江口座長 はい、わかりました。これにつきましては、ちょっと預からせてください。 どういうふうにこれを進めたらいいのかということについては、ちょっと時間をいただい て、工程表をつくる委員会を別途設置するか、あるいはまた本会議で、特に協議会委員の 方々も参加していただいて議論したほうがいいのか、そういうようなことも、ちょっと考 えさせていただきたいというふうに思います。

どうぞ。

○鎌田委員 すみません。遅れてしまいまして、大変失礼しました。

ちょっと誤解がないように申し上げたいことが1点と、それから質問が1点あります。 先ほど、長谷川委員がおっしゃった、いわゆる道州制ビジョン懇談会の中間報告では、 国・地方連絡協議会になっている。これに対応する部分というのを、分権改革推進委員会 の2次勧告のところの出先機関に関するところの機関の設置を挙げましたけれども、これ はちょっと違いまして、各出先機関と地方との知事以下の協議というのは、あくまでも出 先に関する議論のための、ここにあるようにガバナンスを確保するという、そういう趣旨 で設置するものなんですね。道州制ビジョン懇談会の中間報告の国・地方連絡協議会に対 応するもの、つまり、中央レベルでのものに関しては、現在でも地方6団体のほうから、 国・地方行財政会議の設置を求めています。これは、三位一体改革のときにも、国と地方 の協議の場というのが首相官邸に設けられたんですけれども、これはあくまでも、言って みれば政府の都合でつくったものにしかすぎないので、国・地方行財政会議を法律できっ ちり定めて設置して、特に税・財政・財源のことあたりを中心に、国と地方がしっかり議 論する、そういう場をつくれというふうに言っていますので、そういうふうに流れはなっ ているということを、ちょっとつけ加えたいと思います。

それから、質問なんですけれども、これはこの後の議論でもあるかもしれないですけれども、さっき堺屋委員のほうから、いわゆる懇談会のスケジュールを前倒しして、基本ビジョンとかスケジュールをつくらないといけないのではないかというふうな意見が出たんですけれども、これをやるとなると、いわゆる最終報告を前倒しするということになるんでしょうか。

○江口座長 これは、今のところ考えていません、私としては。スケジュール、基本法案 骨子案も、これは粛々と進めていって、一応、来年3月31日までに最終報告を出すということになっていますので、その間で、ちょっと考えると、税財政の専門委員会との合同委員会を、やはり3回ぐらいやらないといけないし、それから区割りの特別委員会と親会との合同会議も、これは3回ぐらいやらないといけないということになると、そうすると、親会で開けるというのは、もう6回ぐらいしかないと。6回ぐらいしかないということであれば、そうすると、一番肝心なものの一つであります基本法についてですけれども、これは基本法を作成するということではなくて、基本法の中にこんなことを盛り込んでほしいという骨子案のようなものを、ビジョン懇で幾ら基本法を作成したって、基本法をつくるのはビジョン懇ではないですから、やはり政府のほうに、「基本法をつくるんだったらこういうふうな内容で、それから工程表も入れて、こんなものを基本法をつくるときには考えてほしい」という、そういうようなことを親会のほうでやっていきたい。

それからもう一つは、やはり道州制のその後、先ほど申し上げたと思いますけれども、 それぞれの地域がどういうふうな地域を想定できるかと。北海道なら北海道、関西なら関 西、あるいはまた九州なら九州、四国なら四国というようなことで、そのあたりについて、 そういうようなものもつけ加えた形で、そして最終報告ということにつなげていきたいと。 だから、中間報告を繰り返したり、あるいはまた議論を繰り返したりということではな くて、その間に、先ほど申し上げましたように、できれば――これは事務方と相談しないといけません。事務方に、ちょっと協力してもらわないといけないですけれども、1回、分権改革推進委員会と合同で委員会が開けないかと。そして、そこでそれぞれ細かい突き合わせというようなものが可能かどうかというようなことで、それについては、またちょっと事務方と打ち合わせをしながらやっていきたい。

要するに、先ほど言われた工程表の委員会を特別つくるかどうかということと、それから地方分権改革推進委員会と合同でやるかどうか、確認し合う会議をやるかどうか、この2つは預からせてくださいと、こういうことです。これは、ちょっと事務方と相談させていただいて、やるべしとなるか、それほどでもないよというか、そういうことをしないほうがいいよということになるかもしれませんけれども、事務方と……

○金子委員 補足しておきますけれども、工程表というのは具体的な証拠に基づいた動きですから、抽象的な議論では決まらないんですよ。

したがいまして、これをやるには相当エネルギーが要る。そのエネルギーをかけるにつきましては、もはや時間がないんですよ。ないんだから、特別な委員会をつくって、大車輪でそれはやらなきゃいかぬと、こういう意味で言っているわけです。

○江口座長 はい。ということは、よくわかっています。そういうことを前提にしながら、 事務方と、特に杉本参事官といろいろ打ち合わせをしながら、話をしながら、できるだけ 前向きに検討させていただきますけれども、最悪、そうでない場合も出てくるかもしれま せんけれども、とにかく時間を下さい。

- ○金子委員 時間はないんですよ。時間はないということを、ひとつ。
- ○江口座長 1カ月ぐらい。次回で、ちょっとその方向をお話しできると思います。

もう時間がどんどん過ぎていってしまって恐縮ですけれども、それでは議事の2番目で、 沖縄の「道州制シンポジウム」の開催結果について、太田委員よりご説明をいただきたい と思います。

なお、質問やご意見のある方は、次の宮崎でのシンポジウム開催結果まで終了した後に、要するに、沖縄と、それから宮崎の「道州制シンポジウム」の報告をしていただきますので、その後まとめてということにしたいと思います。

それでは、太田委員のほう、よろしくどうぞお願いします。

○太田委員 前回報告したつもりでおったのですけれども、もう一度、報告ということで すので。

12月12日に、沖縄県の那覇市内でシンポジウムを執り行いました。参加者が、560名です。

このシンポジウムは、初めて沖縄県知事が参加していただきましたので、沖縄県の考え 方も入っているところがありますので、それをちょっとだけ説明させていただきたいと思 います。

これは、資料をお配りしてありますので、後で詳しくお読みいただきたいと思いますけ

れども、沖縄県は2030年を目標にして、「沖縄21世紀ビジョン」を、今、策定中であります。沖縄の望ましい姿の未来像を今描いて、それを実現するためのガバナンスの仕組みとして道州制を検討していくと、こういう決意を、これは県の上原部長がパネラーとして参加しておりましたので、そういうお話をしておりました。

これまで沖縄県というのは、復帰後、本土との格差是正というのが目標でしたけれども、今後はそういうことではなくて、いろいろなプロジェクトや施策を行わなければならない、いろいろなビジョンをつくっていろいろなことをやらなきゃ、本当の自立はできないということで、今、「21世紀ビジョン」をつくっているわけですけれども、その中で、ちょっと先ほどもお話がありましたけれども、国と道州と基礎自治体の役割分担の中で、国と道州間の調整等は協議会をつくると、こういうお話がありました。これは、常々、沖縄県の知事が話をしていますけれども、防衛外交を国の専権事項とすることに対しては、沖縄県知事は非常に疑問に思っていると。沖縄県というのは、基地問題を含んでいろいろな訴えをしているけれども、なかなかそれが取り上げられないところがあると。もちろん、外交というのは国と国の交渉事項ではありますけれども、やはり沖縄が道になったとき、道州制になったときも、その外交の中で道州政府も中に入ってやる協議機関がないといけないだろうと、こういう考え方を、これは上原部長、パネリストが言っていますけれども、基本的には知事の考えだと、こういうことだと思います。

こういうことで、最終的にはそういう回路をつくり上げたいと。要するに、回路というのは、今言っている協議会のことだと思いますけれども、そういう協議の場をつくることを、ぜひこのビジョン懇に期待したいなと、こういうお話がありました。

そこだけを説明して、あとは皆さん、ぜひ全文を読んでいただきたいと、そういうことで報告にかえたいと思います。

○江口座長 ありがとうございました。

続きまして、議事の3番目、宮崎での「道州制シンポジウム」、これは東国原知事も出てこられまして、この開催結果につきまして、芦塚委員よりご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○芦塚委員 お手元に、2枚物でございますけれども、1月15日、主催が内閣官房と九州地域戦略会議——これは知事会と経済4団体が入っております。ここの主催ということでやりました。

ビデオメッセージが、まず鳩山大臣からありまして、それから対談という形で、東国原知事と江口座長との間でなされました。

参加者は559名。いろいろな方が、各層出ていまして、非常に関心が高い。しかも、ここに書いておりますように、非常に評判がよかったシンポジウムでございました。

次のページに、簡単に主催者の発言を書いておりますけれども、鳩山大臣からは、道州制は地方分権のその先にある理想の姿だと。地方分権を進めていく中で、道州制を見通すことが自分の考えという話。それから、道州制導入の3つの効果、いわゆる全国各地に活

力ある地域をつくるのだと。それから地方分権、国から地方へ大幅な権限・財源を移譲する。それから、国と地方を通じた効率的な行政システムをつくるのだと。目指すべきは 「地域主権型道州制」というメッセージがありまして、皆さん聞きました。

それから、江口座長からは、もうこの場でいろいろお話しになっているようなことですが、とにかく中央集権から地域主権、そして日本を元気にする一つの決め手だというようなこと、これが地域主権型道州制であるというようなこと。それから、道州が自立するためには、税財政制度の仕組みをちゃんとつくる必要があるとか、それから、よく九州で出るんですけれども、次の福岡一極集中、もう地方に行くと必ずこれが出ます。それに対する不安ですが、これは県境がなくなった道州制下では、むしろ経済活動の成果は九州全体を潤すことになるんだと。それから、州都論もよく出ますけれども、州都論は愚の骨頂だというお話がございました。

それから、東国原知事、これは書いておりますが、現在の統治システムを変えなければ日本は衰退すると。霞ケ関の司令塔だけで全国一律に統一することでは、地域住民のニーズに応えるのは不可能というようなことで、ここには書いていませんが、3回ほど同じ言葉を繰り返しましたが、幾ら地域から優秀なリーダーを出しても、現行の中央集権制度では、その能力は発揮できない、これを3回言いました。「幾ら地域から優秀なリーダーを出しても」というのは、暗に自分のことですけれども。そんな話でもありまして、それから、よく出るんですが、地域のアイデンティティがなくなるのではないかと。これに対して、「いや、こんなことはない」と。宮崎県の文化、これはもうスピリッツと歴史というのは人々の心の中にあって、これも生かしていくのだというようなこと。それから、道州制、福岡一極集中という心配があるけれども、そんなことはないと。道州制というのは、そんなものではないんだ、多元的に九州が栄えるというのが道州制であるというようなことなどの話がありました。

質問が3点ほど出ましたけれども、民主党が二層制を言っているがどう考えるかとか、 現憲法を改正せんで道州制を導入できるのかというようなことなどでございました。

非常に盛会で、評判のよいシンポジウムでした。

なお、これとは別に、よく最近では各県の市長会、この前も福岡県の市長会がありましたけれども、江口座長もいろいろおいでいただきまして、関心が非常に高くなっております。これは、1つはこの道州制ビジョン、中間報告など出ましたが、基礎自治体の扱いは、まだ明確にメッセージを出していませんよね。基礎自治体の行政能力を強化する仕組みとか小規模自治体への対応など、いろいろこれから検討しなくてはいけないというような文言はありますけれども、やはりこういう中で、自分たちは中央集権的に仕組みを決められても困るなと。やはり、自分たちは自分たちでよく勉強して、意見反映で「基礎自治体で自分たちはこうありたい」というのを、やはり勉強して出そうではないかというような認識でございます。

ちょっとそれましたけれども、そういうことで、江口座長もまたおいでいただいたり、

いろいろしていますけれども、九州ではシンポジウム以外でも、かなりそういうほかの面 でのシンポジウムが盛んになってきております。

以上です。どうも。

○江口座長 どうもありがとうございました。

今、お2人のお話をいただきましたけれども、太田委員を初め沖縄の関係の皆様、また 芦塚委員を初め九州の関係者の皆様におかれましては、本当に大変お忙しい中、非常に盛 大なシンポジウムというか、たくさんの方が参加されました。私もびっくりしたんですけ れども、そういうシンポジウムの開催で大変ご尽力をいただいたということに対して、心 からお礼を申し上げたいというふうに思います。

ブロック協議会がそれぞれの地域で開催していただくシンポジウム等の実施状況については、資料4にございますので、こういう形で進んでいるということで、またこれからも続くと思いますけれども、ぜひ――関西でやっていないですね、篠崎さん。1回、やっていただきたいですね。侃々諤々、議論が出てくると思いますけれども、井戸知事と橋下知事が出てきてもらえると、大変ありがたいんですけれども。

それはともかくといたしまして、今後も各地で開催してまいりたいというふうに思いますので、委員の皆様、特に協議会委員の皆様方に、ご協力をお願いしておきたいと思います。

本件につきまして、ご質問やご意見のある方はご発言いただければと思いますけれども、 ないですよね。多分、ないと思います。

それでは次に、議事の4番目、最終取りまとめに向けた論点整理(報告)(案)についてです。

年末の4日間も、本当に最後まで4日間もご出席いただいた委員の皆さんには、特に心からお礼を申し上げたいと思います。その際に、委員の皆様からいただきました論点整理につきまして、お手元に配付しています資料5のように案を取りまとめました。今後はこれをもとに、こういう論点も踏まえた上で、最終報告をまとめていきたいというふうに思っておりますし、また、残された論点があるとするならば、議論していきたい。

ただし、繰り返しやっておりますと前に進みませんので、先ほど金子委員からもご提案のあった、確かに工程表などは、何としてもこれは考えなければいけない課題ですので、 そちらの方向で議論したいと思いますけれども、もし何かあれば、ご議論いただいても結構です。

また、税財政専門委員会、区割り基本方針検討専門委員会にも、これをもとに、このままこの資料を出して議論を進めていただきたいと考えております。

せっかくこれはまとめていただきましたし、また、それぞれ4日間、真剣に侃々諤々、議論していただいたということで、賛成意見も反対意見も大変ありがたかったと、そういうことでまとめたものでありますけれども、その内容を事務局のほうから、ちょっと10分から15分ぐらいで読み上げていただくということに一応したい、時間をとりたいと思

いますので、杉本参事官、お願いできますか。

○杉本内閣参事官 それでは、読ませていただきます。

道州制ビジョン懇談会 最終取りまとめに向けた論点整理(報告) (案)

平成21年1月〇日

道州制ビジョン懇談会

はじめに

道州制ビジョン懇談会は、2007年1月に発足して以来、既に28回の審議を重ねてきた。この間、昨年3月には中間報告を行い、その後も残された課題について、税財政制度と区割りの基本方針については専門委員会を設けるなど、積極的に議論を行っている。また、全国各地で行われる道州制シンポジウムに委員が多数出席するとともに、各委員の地域における道州制検討への参加、マスコミ取材への対応などにより、地域主権型道州制の実現に向けて、国民的な議論を喚起してきたところである。

その結果、最近ではマスコミなどでも「地域主権型道州制」が多く取り上げられるようになり、また、与党内や経済界における議論もたいへん活発になってきている。

こうした状況の中、道州制ビジョン懇談会は、昨年12月に集中審議を行い、最終的な取りまとめに向けて詰めるべき論点の整理を行った。

今後は、中間報告に記載された内容を基本としながら、以下に掲げた論点などについて2つの専門委員会とともに検討を続け、最終的な取りまとめに向けて、日本の歴史・文化・風土を踏まえた大きなビジョンをしっかりと議論していくこととする。

- 1 道州制の理念と目的
- 次のような意見があった。
 - ・道州制の導入は、単に都道府県を合併するものではなく、明治以来の強固な中央 集権型の統治機構全体を抜本的に再編成するものであり、内政に関する企画立案機 能を含む権限を国から地方に移譲し、中央省庁本省の組織をスリム化・再編し、地 方出先機関を廃止することを基本とすべきではないか。
- 2 制度設計の基本的な考え方
- 次のような意見があった。
 - ・国民は北欧型のセーフティネット社会を望んでいるのでおり、これを踏まえて国 のかたち、国の役割について議論していくべきではないか。
- 3 国、道州、基礎自治体の役割と権限
- 役割分担については、次のような意見があった。
 - ・中間報告に国の役割として挙げられている16項目については限定列挙とする意見

と16項目は例示であり、さらに役割分担を考えていくべきとの意見があった。

- ・例えば、国土政策、農林政策、教育等は国・地方が協力して対処する問題が多い。 相互補完的な分野も多いので、関係者の意見を丁寧に聞き取って議論をしていくべ きではないか。
- ・生活保護は憲法上国の責任であり、国税から基礎自治体を通じて支給すべきでは ないか。
- ・年金、医療保険などは基礎自治体を中核として考えるべきではないか。あわせて 道州及び国の助成について検討すべきではないか。
- ・広域犯罪対策(日本版 F B I) は必要だが、その他の警察治安は道州に一元化すべきではないか。
- ・防衛について、沖縄には基地の問題があり、国と沖縄の役割分担の議論をしてい くべきではないか。
- その他、次のような意見があった。
 - ・ナショナルミニマムについて、さらに議論をしていくべきではないか。
 - ・中間報告4(5)の「国・道州連絡協議会」の肉付けが必要ではないか。
 - ・「権限無きところに組織無し」の原則に従って、国の組織の概要を決める必要があるのではないか。
 - ・基礎自治体の具体的な役割や権限については、道州政府に制度設計を委ねること とするのか。

4 道州の組織等

- 次のような意見があった。
 - ・道州制実施後も現在の府県単位の「文化事務組合(仮称)」を残し、文化事業、 行事・催事などを管轄すべきでないか。
 - ・地方議会は住民自治の担い手としてさらに高い問題解決能力を備えるべきではないか。

5 道州制における税財政制度

- 道州間の財政調整については、次のような意見があった。
 - ・財政調整は水平調整で考えるべきではないか。道州間調整は、道州間調整財源を 確保し、道州間協議で行うべきではないか。
 - ・理念・理想としては水平調整であるが、国民の最低限の生活保障などを考えると、 実務的には水平的な調整は困難であり、垂直的な調整が必要ではないか。
 - ・垂直でもない、水平でもない、財政調整の方法を考えるべきではないか。
 - ・このような議論は最終取りまとめに盛り込まなくても、将来、議論を詰めれば良

いのではないか。

- 税財政制度について、次のような意見があった。
 - ・国税の根幹は法人税、道州税の根幹は所得税、基礎自治体税の根幹は財産課税及 び酒税、たばこ税等の消費に課し、道州間調整財源は燃料税をあて、消費税は原則 として国・道州・基礎自治体および調整財源にあてるべきではないか。
 - ・現行の国税である消費税、所得税のかなりの部分を道州、基礎自治体に移譲すべ きでないか。
 - ・法人税は一定の割合を道州へ移譲するよう検討すべきでないか。
 - ・国・道州・基礎自治体への税目の割り振りは、財政の所得再分配機能をどこが担 うのかによって変わってくるのではないか。
 - ・道州に配分される税目についての税率等に関する道州の裁量を拡大するなど、課税自主権を拡大すべきでないか。
 - ・課税自主権を発揮できる(地域間競争で税率を下げられる)のは、税源が十分に ある東京を中心とした大都市圏のみなのではないか。
 - ・国、道州、基礎自治体、道州間調整財源の割合を概ね3:3:3:1とすべきではないか。
 - ・国から地方へ移管する事務・事業の内容が決まっておらず、国、道州、基礎自治 体、道州間調整財源の配分比率などは決められないのではないか。
 - ・各道州の特性に応じた基幹産業の育成によって税源を涵養する方策をあわせて講 じておくことも重要かつ有効ではないか。
 - ・徴税は社会保険料などと共に道州で一元徴収して分配するべきでないか。
- 道州債の発行については、次のような意見があった。
 - ・国及び道州の起債はそれぞれの判断により市場で行うべきではないか。日本銀行 との調整は「国・道州調整会議」で行うべきでないか。
- 国の資産及び債務の取り扱いについて、次のような意見があった。
 - ・国の資産は国の権限に必要なもの以外は道州に「時価」で売却し、道州は道州債 を発行してこれを買い取るべきでないか。道州は国より買い取った資産を基礎自治 体や民間に転売等できるようにするべきでないか。
 - ・国の資産を道州が道州債を発行して買い取るという方策は、国の借金を道州に押 し付け、既発の地方債への影響が大きいうえに、同じことが都道府県から市町村に 行われるとすれば、財政力の弱い市町村は財政的にやっていけないのではないか。
- 6 道州の区域
- 道州の区域については、次のような意見があった。

- ・道州の区割りの基本方針については、①経済的、財政的自立が可能な規模、②住民が帰属意識をもてるような地理的一体性、③歴史・文化・風土の共通性、④生活や経済面での交流、を基本的な考慮事項とし、⑤官民による広域ブロックの政策主体のエリア、についても副次的に考慮すべきである。
- ・幅広く国民各界各層の意見を反映すべきである。
- ・具体的な区域を定める際には、以下を考慮すべきである。
 - ①その道州の住民の意思を可能な限り尊重すること
 - ②道州の区域の設定は法律によること
 - ③道州制移行後においても区域の修正を可能とすること
- ・具体的な道州の区割りについては、道州制基本法に基づくスケジュールを踏まえ て最終的な段階で行うべきである。
- 東京の取り扱いについて、次のような意見があった。
 - ・東京が南関東州に入れば道州間格差は著しく大きくなる。住民数に比して全国機能の比率が著しく高い10区(中央・品川・渋谷・港・新宿・千代田・文京・台東・墨田・江東)ほどを国直轄州とし、首長は政府任命(国会承認人事)とすべきではないか。
 - ・東京の扱いについても考える必要はあるが、首都圏連合を見ていても非常に困難 であり、今結論を出さなくてもいいのではないか。
- 州都の問題について、次のような意見があった。
 - ・州都はアメリカの各州を参考にして、小規模都市に置くべきではないか。その場合、州事務所は分散型とし、州都の人口は10万人を超えないように心がけるべきではないか。
- その他、次のような意見があった。
 - ・道州の区域の具体的な決定は3~4年後とすべきではないか。
 - ・区割り基本方針検討専門委員会で奄美のヒアリングをすべきではないか。
 - ・首都圏・東京をのぞき、都市州は採用するべきではないのではないか。
- 7 道州制の導入プロセス
- 道州制基本法の骨子となるべき事項については、次のような意見があった。
 - ・道州制基本法の骨子としては、次のような点を盛り込むべきではないか。
 - ①わが国の中央集権体制を転換し、時代に適応した新しい国のかたちをつくること を目的とするものであること
 - ②道州制とは、次の事項を満たすものであること

- ア)地方分権を極限まで推進し、自己決定・自己責任のもと、地域が主体となって、地域住民のニーズ、切実な要望にきめ細かく応えられる統治体制とすること
- イ)国民一人ひとりが自助の精神をもち、地域の政治・行政に主体的に参加し、 みずからの総意と工夫と責任で地域の特性に応じた地域づくりを行える統治体 制であること
- り)補完性の原則、近接性の原則に基づく統治体制であること
- エ)国の権限や機能が真に国家としての存立に必要な分野に限定される統治体制 であること。また、国と道州と基礎自治体は上下関係ではなく、平等の役割分 担の統治体制であること
- t)既存の国の地方出先機関や都道府県の合併、再編を前提とせず、真に地域の 生活や振興、地域住民が納得し満足する国のかたちを形成する統治体制である こと
- カ)国、道州、基礎自治体は、それぞれの役割に応じた財政需用を賄うに足る税源を持ち、また、道州間の財政調整にも配慮すること
- ・道州制基本法を策定する場合には、次の点を明記すべきではないか。
 - ①道州制の基本概念=目指すべき道州制は「地域主権型道州制」であり既存の都道 府県の合併ではなく、国の権限や機能を、真に国家に必要な分野に限定すること
 - ②地方自治の基本は、基礎自治体(市区町村)である。道州は、広域補完体として機能すること
 - ③国と道州とは、原則として平等の自立した存在であること
 - ④国、道州、基礎自治体、道州間調整財源の割合を概ね3:3:3:1とすること
- ・基本法の骨子には、財源配分の割合は入れるべきではないのではないか。
- その他、次のような意見があった。
 - ・道州制の制度設計については法律に基づく検討機関を設置すべきでないか。その際、検討機関には地方自治体や地域の経済団体はじめ各界の代表をメンバーに加えるだけではなく、地方での公聴会や世論調査を繰り返し行うなど、国民的な議論を喚起し、地方の「生の声」を十分に取り入れるべきではないか。また、道州制が実現した後も、国と地方が対等な関係で意見調整できる場が必要ではないか。
 - ・道州制の導入にあたっては、一定の経過期間を設け、最終的には日本全国に道州 制を導入するという前提で、それらの時期的な目標とそれに向けた「検討期限」を 定めるべきではないか。
 - ・小規模な基礎自治体の行政能力の強化が、道州制を導入するために重要ではないか。
 - ・道州制移行前に、社会インフラを、国及び地方自治体の責任で一定の水準まで整

備すべきではないか。

- ・県単位で事業を展開している企業の懸念を払しょくするための方策を考えるべき ではないか
- 8 道州制特区推進法の活用
- 次のような意見があった。
 - ・道州制特区推進法を改正して、3府県以上の広域連合も同法の対象団体とすべき ではないか。
- 9 今後の議論の進め方
- 今後の議論の手順について、次のような意見があった。
 - ・道州制基本法の検討を進める前に、国民的な議論を喚起するため、まず道州制の ビジョンを示さなければならないのではないか。
 - ・道州制の議論にあたっては、地方や国民各界各層との意見交換をさらに行い、十 分に議論を深めていくことが重要ではないか。
 - ・最終報告の時期を当初の平成22年3月から前倒すべきではないか。
- 地方分権と道州制の関係について、次のような意見があった。
 - ・まず地方分権改革を進め、その先に道州制があるのではないか。
 - ・地方分権と道州制は対立するものでない。地方分権改革を具体的に進めながら、 道州制についても議論は進めるべきではないか。
- 道州制基本法(仮称)について、次のような意見があった。
 - ・平成21年度通常国会に「道州制基本法(仮称)」を提出し、成立を目指すべきで はないか。
 - ・残された課題についての検討が不十分であり、地方の意見も十分に聴いていない。 また、地方分権改革を実現するために政治決断が求められている状況下で、道州 制基本法(仮称)にかかる報告を急ぐべきではないのではないか。

---以上です。

○江口座長 どうもありがとうございました。

これに関して、資料6として配布してございますけれども、北海道知事、高橋委員により資料が提出されておりますので、本日はご都合によりご欠席ということでございますので、また、ぜひ会議の場で読み上げていただきたいと、こういうことでございますので、事務局、また杉本参事官にお願いしましょうか。

お願いします。

○杉本内閣参事官 はい。

道州制ビジョン懇談会

最終取りまとめに向けた論点整理(報告)(案)に関して

北海道知事 高橋 はるみ

昨年12月の道州制ビジョン懇談会集中審議に当たって、「道州制基本法(仮称)に 関して」の意見を文書で提出し、懇談会の場で直接説明したところである。

今回の論点整理(報告)(案)においては、中間報告の内容を基本としつつ、集中 審議で各委員から出された意見を掲載しているものと考えるが、既に提出した私の意 見を今後の議論において、正確に反映していただけるよう、修正意見を書面にて提出 する。

修正1

- 5 道州制における税財政制度
 - ・各道州の特性に応じた基幹産業の育成によって税源を涵養する方策をあわせて 講じておくことも重要かつ有効ではないか。



(修正後)

・<u>財源保障・財政調整のしくみとあわせて</u>各道州の特性に応じた基幹産業の育成 によって税源を涵養する方策をあわせて講じておくことも重要かつ有効で<u>あり、</u> 道州制が我が国に根付くまでの過渡期においては、これを国策として行うべき ではないか。

(修正理由)

私の意見の趣旨は、①税源を涵養する方策を講じること、②かつ、それを道州制が我が国に根付くまでの過渡期においては、これを国策として行うことであり、道州制実現のための必要な方策として①を行うためには、②の考え方は欠かせないため。

修正 2

- 8 道州制特区推進法の活用
 - ・道州制特区推進法を改正して、3府県以上の広域連合も同法の対象団体とすべ きではないか。



(修正後)

(修正理由)

私の意見の趣旨は、道州制特区法の対象団体を増やし、全国的な道州制の議論

を広げ、深めるべきということであり、この点については、あえて都を排除する 必要はないと考えるため。

- ――以上でございます。
- ○江口座長 ありがとうございました。

それでは、去年、4日間連続でご討議いただいて、また、ご意見をいただいたものをまとめたものでございますが、高橋委員等々も含めて、こういう修正案が出ていますけれども、ご意見とか、あるいはまたご提案とか、あるいはまた修正とかということでございましたら、どんどんおっしゃっていただければと思います。

鎌田委員、どうぞ。

○鎌田委員 この報告案のタイトルが、「道州制ビジョン懇談会 最終取りまとめに向けた論点整理(報告)(案)」になっているんですけれども、最終取りまとめというのは、先ほどの江口座長のお話では、特に前倒しは今のところ考えていないということでしたので、そうすると、これはちょっと先走り過ぎではないかなという感じがするんですけれども、私のこれに対する理解では、「道州制ビジョン懇談会の集中審議における論点整理(報告)(案)」ぐらいかなというふうに理解するんですけれども、北海道の高橋知事の修正意見も、「最終取りまとめに向けた」というのが入っていて、私なりの理解では、このあたりがちょっと解せないんですけれども、そのあたりは。

○江口座長 これは、やはり先ほどの金子委員ではないのですけれども、「時間がないよ」というご発言があったわけですけれども、やはり最終報告書をまとめるためには、やはりそれだけの時間もかけなければいけませんし、また議論もしないといけない。そういうことで、早いうちから来年3月31日を意識しながら、ということは最終報告書の取りまとめを意識しながら、そういう論点整理とかというようなことをやっていくということが大事ではないだろうかというようなことで、私も高橋知事も、同じようなそういう視点で、この言葉を使っているということです。

○鎌田委員 それはわからないわけではないんですけれども、これからもいろいろ議論しましょうということになっているわけですので、早々と来年3月、まだ1年以上あるような前に「最終取りまとめに向けた論点整理」に入るというのも、何かちょっと、やはり腑に落ちないんですね。

だから、この論点の中身に関しては、また意見があるので、また申し上げますけれども、 とりあえずこの扱いに関しては、ここまで踏み込んで書き込むという必要は、全くないの ではないかと思いますけれども。

- ○江口座長 どうぞ。
- ○金子委員 いや、それは消していったらいいではないですか。これをもとにして、要するに、議論するときに空中戦をやっているとなかなかまとまりませんから、これならこれが出たら、これのうちから要るものと要らないものだけ整理して、消していったらいいと思います。

私は、この中で、今、高橋知事からも出てきておりますが、この特区推進法の扱いですね。ここで、「広域連合」という言葉が出ているが、これは、私は荒唐無稽になるおそれがあると考えています。なぜなら、地方自治法にある広域連合の制度というものは、立案者も反省しているほど、やはりあまり出来のいいものではないわけなので、これをやるに当たって、ほとんど今まででも、法律には書いてあるけれども、これを実行したところは一つもないわけですね。それはなぜかというと、この広域連合制度をつくるについては、机上の空論が多過ぎる。実際にやろうとするととてもできないというふうな条件までも、法律には書き込んである。だからできない。

ここでは、ですから「広域連合」という紛らわしい、地方自治法にもし今あるものを使 うとすれば、あれは改正しなきゃ使えません。

したがいまして、この書き方としては、「地域協議会等各都道府県における広域案件を 共同実施する主体」と、こういうふうな書き方で、文章はもっと練ったほうがいいと思い ます。

- ○江口座長 村上委員、どうですか。
- ○村上委員 関西では、ご案内のとおり、今、広域連合の設立に向けて具体的な詰めをやっているわけですね。それで、今、金子委員のお話でも、この法案をつくった創立者が不完全だ云々というふうな話は、これは現に法律になっているわけですから、そういうことがどの程度の客観的な意見として出ているのかというのは甚だ疑問ですし、やはり広域連合というのは、既存の制度として準備されている話ですし、現に、関西もそれに向けて推進しておりますし、また、こういった要望も出してきているので、我々としては、ぜひこれは北海道知事が言われているように、これに入れていただきたいというふうに思いますけれども。
- ○金子委員 入れて結構です。私も、入れていいんだけれども、広域連合よりもっと簡単な地域協議会でいいというのが私の考え方なんです。
- ○村上委員 金子委員のお考えはお考えでございますが……
- ○金子委員 ですから、広域連合という、このガチガチに現在、地方自治法に書いてある ものを書くのではなくて、それを含めた概念で書いておいたほうがいいのではありません かという意見です。
- ○江口座長 地域協議会と、それから広域連合という言葉ですけれども、それは関西のほうでは法律に基づいてというか、それを根拠にしながら、この広域連合という言葉を使っているということですね。
- ○村上委員 おっしゃるとおりでございます。
- ○金子委員 それで、私は、それでも広域連合というのは、関西はうまくいくかどうか、 それはわかりませんが、日本各地に広めるについては、あまりにも厳しい条件がつけ過ぎ てあるから、その辺の緩和を考えなければいけない。もし、これを使うならね。

ですから、「広域連合」とただ書いておくと、現行地方自治法に書いたものを使うんだ

ということになってしまいますから、それだと関西はさておき、他の地方でやるについて はいろいろ障害があろうかと、こういうふうに考えます。

- ○江口座長 関西は関西で、「広域連合」という言葉を使って活動してもらっていいですよということですね。
- ○金子委員 それは、もう十分使ってやっていただいて結構なことで、全然問題ない。そ ういうことです。
- ○江口座長 ただ、ほかのところでは、広域的協議会というような。
- ○金子委員 もうちょっと広げた概念で書いておいたほうがいいのではないか、そういう ことです。

もっとつけ加えますと、道州制をやるときに、いきなり道州制に行ったことはないんです。かつて、地方総監府をつくったときも、5年前から地域協議会的なものを始めて、それを母体にしながら、最後に地方総監府になっているんです。だから、そういうやはり実務家が考える経路というものがありますから、その中でこの広域連合というものは、あってもいいですけれども、非常に難しい。もっと簡単なものにしたほうがやりやすいだろうということで、別の言葉を使ったらどうかと。当然、その言葉の中には広域連合も入っていると、こういうふうに考えております。

- ○村上委員 金子委員のご意見はわかりますが、それでしたら、上位のもう少し包括的な概念でということであれば、「広域連合等を含む広域団体」とか、この言葉はぜひ具体的に入れていただきたいと、これは強くお願いしておきたいと思います。
- ○金子委員 そういうことです。はい、わかりました。それはもう、私は当初からそのつもりです。
- ○江口座長 ありますか。
- ○篠原委員 同じでございます。
- ○江口座長 どうぞ。
- ○長谷川委員 これは、しょせんと言ったらおかしいけれども、論点整理ですし、高橋さんは自分の名前を出して、こういう意見だと言っているわけだから、このまま書いたっていいのではないですか。だって、報告書ではないし、高橋さんの論点を出して、こういう意見もあったと書いているわけだから、これはこういう意見があったわけなので、そういうふうに緩く、ここは詰めなくていいのではないですか。
- ○金子委員 結構です。それで結構です。
- ○江口座長 これは、高橋さんの意見として、これはこれで、何もこれを修正する必要は ないと、こういうことですよね。

ほか、ございませんか。どうぞ。

○芦塚委員 二、三点、お願いといいましょうか、役割分担、2ページです。

3つ目と4つ目のポチですけれども、いわゆるナショナルミニマム、生活保護、年金、 医療関係、こういう意見があったということですが、九州地域戦略会議、ここで九州モデ ルとして、もちろん7県の知事が入ってディスカッションをやりまして、九州としてはこういう意見で、場合によってはこちらに意見反映したいという趣旨がございます。これは、ここにあります公的年金です。公的年金が、「基礎自治体を中核として考えるべきではないか。あわせて」云々とございますが、年金については長期的な保険制度で、保険料を支払った期間に応じて、国民生活を生涯にわたって平等・均質に保障する目的。これが、道州以下の役割としますと、道州間でも移動といいますか、転勤その他がありますが、移動によって保険料と受給の関係が変化しますね。これで調整するといえばあれかもしれませんけれども、したがって、公平を失するということだから、これはぜひ国が企画立案から執行まで一貫してやるべきではないかと。

公的年金についてはそうですが、あと、生活保護、医療制度については、もう年間、年度単位の短期保険制度ですので、これはもう道州間で移動があっても調整できますので、これについては道州以下でもいいし、生活保護ですが、これは今、もちろん憲法上、25条にそういう文言はありますし、生活保護は直接の公的負担ですけれども、今も相当な執行の期間、都道府県と市が担っていますね。そういうことで、基礎自治体がほかにいろいろ福祉政策をやること、それと一緒になって、基礎自治体あたりでやってもいいのではないか。いわゆる基本的な事項は、国で決めてもらってもいいけれども、この生活保護については、道州以下でもいいのではないかという意見を持っております。ご参考までに。

- ○江口座長 九州では、そういうふうなスタンスで……
- ○芦塚委員 ええ。九州では、そういうほうがいいと。
- ○江口座長 考え方をそろえているというか、議論されているということですね。
- 芦塚委員 はい。ご参考までに、ここのところを。
- ○江口座長 いや、大いに参考になりました。
- ○芦塚委員 それから、その次の「基礎自治体の具体的な役割や権限」、これはもちろん 中間報告でもきちんと書いてあります。具体的には、州議会の定める立法によって、基礎 自治体等の役割を決めると。

ここに書いてありますように、「道州政府に制度設計を委ねることとするのか」とありますが、基本的には各州によって制度が違って、基礎自治体の役割と権限は少し違ってもやむを得ない。やはり地方、道州政府にある程度検討を委ねると、そういう路線をはっきり出してもらうと、地域によっても基礎自治体そのものが自分なりに考えて意見を採用するということができる。何かその辺が、この「委ねることとするのか」というのをどういうふうにするのか、少しメッセージを。

- ○江口座長 要するに、それぞれの基礎自治体の役割と権限とかは、それぞれの道州に任 せて……
- ○芦塚委員 ある程度、基本的なことは、今度決めてもですね。
- ○江口座長 それぞれ個性のある制度とか、いろいろな法律とか、そういうものを考えた らいいのではないかということですか。

- ○芦塚委員 そういうメッセージを出していただくかどうかということ。ここは、大きな 基本方針ですので。
- ○江口座長 要するに、「委ねることとするのか」を、「するのか」ではなくて「する」 と。
- ○芦塚委員 はい。

それと、1つは、ご存じのように基礎自治体の中にもいろいろあります。基礎自治体については、その能力についてはこれからいろいろ検討するとなっております。その文章はわかるんですが、今、基礎自治体で、例えば市町村、市のほうはいろいろ検討し始めましたけれども、町村のほうは道州制にまず反対ですね。なぜならば、今までの「これをやるには国から押し付けられて、市町村合併をやらされる。市町村合併については、非常に苦い経験がある。交付金も減らされた」と、もうそういう中で、「国から押し付けで、市町村合併で行政能力を向上というふうにされはしないか。だから反対だ」と、はっきりしておるわけですね。

この付近が、いや、そういうことは自分たちも考えて、基礎自治体の能力向上についてはいろいろな方策がある。それは国も考えていくが、この委員会でも考えていくが、やはり地元、各基礎自治体の人も考えて、それも意見反映する――ここにちょっとありますからいいのですが、やはり地方と、そういうパイプでいろいろ検討して、意見も反映して決めていくんだと、そういうメッセージが欲しい。

- ○江口座長 各道州で、それぞれ決めていくということでいい。
- ○芦塚委員 基本的なことは、こういう場で国で、具体的には……
- ○江口座長 具体的にはということで、河内山委員、どうですか、そういう基礎自治体ということで。
- ○河内山委員 基本的には、補完性の原理、近接性の原理で、最も身近な政府が内政の大半は担うというのを基本原則にして、当然その中で、言われるように小規模の町村で、すべてを担うことができない場合はどうするかというのは、それはそのときに考えればいいと。ただ、最初から限定的に道州が非常に大きなものになって、それを基礎自治体に割り振るというような感覚で物事の制度設計をするのは、これは逆の発想であると。あくまでも基礎自治体中心で、内政にかかわる身の回りの仕事はできるように制度設計をして、できないときにどうするのかということを議論したほうがいいと思います。順番は、そういう順番で議論すべきだと。
- ○江口座長 サステーナビリティですね。
- ○河内山委員 補完といいましょうかね。
- ○芦塚委員 その辺も、自分たちで考えてみよう、考えなさいと。
- ○河内山委員 それを、町村長にも委ねたらいいと思いますよ。100%、すべてをやろうと思ったら……
- ○芦塚委員 押し付けではないということ。

- ○河内山委員 ええ。どうしても、もっと合併しろという話になると、それは非常に反対 されますよね。
- ○江口座長 長谷川委員、どうぞ。
- ○長谷川委員 今のところとちょっと関係して、そのすぐ下の行のところに、「年金、医療保険などは基礎自治体を中核」というのが書いてあるんだけれども、私もこういうことをしゃべったりするんですけれども、実は、それは議論のための議論で、結論的には、年金はやはり国でやったほうが合理的だと思うし、保険はやはり代数の法則からいって、数が大きいほど安定しますから、この基礎自治体でやるべきではないかという一文が入っているのはいいですけれども、それを議論した結果は、最終的なでき上がりは、僕は国のところに行くのではないかと思っているので、国の責任でやるべきではないかというのも書いておいたほうがいいのではないですか。
- ○江口座長 なるほど。うん。
- ○河内山委員 今のことは、私も賛成です。
- ○江口座長 佐々木委員、いかがですか。
- ○佐々木委員 私も同様です。そういう意見は、たくさん出ていますから。
- ○金子委員 ですから、これはあくまでも案であって、言ってみれば、これは逐条審議しなきゃならぬものでしょう。
- ○江口座長 わかりました。ちょっと待ってください。金子委員の委員会ではございませんのでね。いろいろな委員の方がご出席でございますので。

山下委員、何かご発言ございましたら。

- ○山下委員 私は、次のこの7のほうについて疑問といいますか――もう、それに入って しまってよろしいんですか。
- ○江口座長 結構ですよ。どうぞ。
- 〇山下委員 資料5の論点整理は、まさに代表的な意見を今後の議論のために整理された ものと理解して……
- ○江口座長 資料5の7ですね、道州制の導入プロセス。どうぞ。
- 〇山下委員 座長が今日初めてお出しになった、特に地方ブロックから意見を出してほしいという具体的な項目が初めて出てきたわけですけれども、これについて私としては、まず時期、「春頃をメドに」ということですけれども、早春なのか、あるいは桜の散る頃なのか、この時間軸というか、どれぐらいの時間があるかによって、中身が決まってくると。〇江口座長 大体、 $4\sim5$ 月頃ですね。
- 〇山下委員 それと、2番目は、この中身の位置づけですね。九州のように戦略会議がおありになって、知事とか、いわば財政、すべて網羅して議論して詰めてこられたというところは、非常にもう具体的な中身ができているわけですけれども、我々のように、残念ながら個別の経済団体が個々に今まで議論しているという段階では、「自由にお考えを取りまとめいただき」と冒頭に書いていただいていますけれども、これが最終報告に盛り込ま

れるとなると、それなりの定義づけというか、中身をどこまで練るかと、こういう話になってくるわけですね。

そうすると、例えば4~5月までに、知事とか、あるいは地方議会とか、そこまでとても話は回らないと思いますし、それから財界、経済界自身も、私の場合には四国経済連合会というところを代表して来ているわけですが、経済同友会とかいろいろあるわけですね。そういうところの連携をどこまでとるかという、その辺のイメージを教えていただければと思います。

- ○江口座長 それぞれ、山下委員の場合は四国ですよね。ですから、道州制が施行された その後、どういうふうな四国にしていくかという、そういうイメージづくりですよね。
- 〇山下委員 いや、ですから、そのイメージは、例えば私なり、あるいはせいぜい四国経済連合会の中で議論して、一応のコンセンサスは出せると思うんですけれども、ただ、それだけの時間帯の中で、もっと幅広く、例えば……
- ○江口座長 まあ、できるだけ幅広いほうがいいですよね。
- 〇山下委員 うん、知事方にも「こういうことでどうだ」と、とても九州戦略会議のよう に、そこまで……
- ○江口座長 2月、3月、4月、5月、4カ月で無理ですかね。
- 〇山下委員 そもそも枠組みとか、そういうものからして立ち上げていくということになると、ちょっと時間も要ると思うんですけれども、個別に議論を仕掛けて、ある程度の感触をいただいて、それをベースにまとめるというようなやり方もあるとは思うんですけれどもね。
- ○江口座長 感触ということは、どういうことですか。
- ○山下委員 例えば、個別に知事に会いに行って。
- ○江口座長 個人が。
- ○山下委員 ええ。しかし、それは、やはりその限りのものですよね。最終報告に、例えば「四国州のビジョンはこうだ」というふうに盛り込んだ場合、これは一個人の山下が四国経済連合会を代表して出てきた、そのアイデアということで受けとめられるのなら、それはそれでいいと思うんですけれども、やはりビジョン懇談会、協議会という中の報告の一つということになった場合、どこまで練ることを求められるかという、そういう問題だと思うんですけれどもね。
- ○江口座長 これは、もう精緻にわたって道州制になった場合の四国のビジョンを、それ こそ教育から、それから経済から社会から、ありとあらゆるというようなことはなかなか 難しいと思いますので、何か1つ焦点を絞っていただいて、例えば四国は、道州制になっ たときに、何で一つの柱として発展していこうかという、そういう発想をしていただいて、 そこをとりあえず、ほかももちろん、道州制のビジョンとして考えるけれども、まずその 柱として考えた場合、「こういうふうな四国州がイメージとして考えられる」というよう な、私案でもいいですけれども、何かそういう道州制の後の四国のイメージが具体的に出

てくれば、よろしいのではないだろうかというふうに思うということです。関西でも、同 じことですよね。

- ○金子委員 これは論点として、これから議論して決めていくべきものが整理されている というとり方でよろしいわけですね。
- ○江口座長 そうです。
- ○金子委員 でないと、例えばここに書いてある項目の中で、これは堺屋さんが言い出されたと思うんですが、治安の問題について、「広域犯罪対策(日本版FBI)」などと書いてあるでしょう。こういうのが例えば答申に載るとなったら、これは大問題で、なぜなら、既にこれは終戦直後に米軍が警察改革をするという段階になったとき、警察当局は大変だということでいろいろと検討しました。そのときに、日本版FBIも考えましたが、いろいろ実験してみると、これはだめだということになって、1回放棄している歴史がある。

ですから、こういうものが出てきて、これが答申にもしそのまま載るとなれば、これは 大騒ぎであって、そうではなくて、こんな意見もあったというだけのことであるならば、 ここに載っていて何ら差し支えがない、こういうものです。

○江口座長 わかりました。

そのほか、ご意見ございますか。

どうぞ、村上委員。

- ○村上委員 1つ、質問させていてよろしいですか。
- ○江口座長 どうぞ。
- ○村上委員 今の金子委員のお話を伺っていても、ちょっとわからなくなっているんですけれども、国と道州の役割分担というのは、大変大事な議論だし、難しい議論だと思うんですけれども、これをこのビジョン懇でどの程度まで具体的に踏み込んでいくのかというところについてのイメージが、ちょっとわからないんですけれども。
- ○江口座長 一応、中間報告では、国の役割16項目……
- ○村上委員 ええ、そのビジョンは示しましたよね。
- ○江口座長 それから道州の役割、基礎自治体の役割ということで、中間報告では一応、 仕切っているわけで、その後、その中間報告を最終報告までの間に修正するか、しないか という問題はあると思いますけれども、原則、やはり中間報告というものを尊重しながら、 最終報告に向けてまとめていきたいというふうに考えているということで、先ほど長谷川 委員のほうからもありましたけれども、年金とか、そういうようなものは国でしょうとか、 そういうようなこともありますから、そういう細かい微調整は、やらないといけないかも しれませんけれども、基本的には中間報告での役割分担ということをベースにしながらま とめていきたいというふうに思っているということです。
- ○村上委員 今、日本版 F B I の議論が出ましたので、こういった具体論までやっていくとなると、時間的にもあれなので、ちょっとそれでわからなくなったんですけれども。

○江口座長 ですから、冒頭にも申し上げましたように、最終的に工程表も含めた基本法 骨子案の中で、基本法案をつくるのではなくて、「基本法をつくる場合にはこういうふう な項目を考えてほしい」ということを最終報告したいというふうに思っていますので、で すから、私どもが考えて基本法案をつくって、「これで」というふうに言っても、最終的 には内閣、政府がそれを判断するというか、決めるわけですから、大事なことは、その政 府が決める基本法案に対して、ビジョン懇としての「これは入れてほしい」という要望書 的な骨子案というようなもので出していきたい。

ですから、その中に、例えばFBIを入れるか入れないかということについて、これは

○金子委員 これから議論したらいい。

○江口座長 うん。これから、好ましくないということだったら、それは。これは、出せるだけ出していただいた論点ですから、これは、だから最初に「取りまとめに向けた論点整理」ということになっているわけで、これでもって、決してこれをこのまま出すということではないということで、その取りまとめについては、一応、今日のご意見も踏まえて論点整理をさせていただいて、もちろん委員の方々に、それぞれご意見いただくということにしますけれども、内容については私にご一任いただければと。

もちろん、まとめた結果、それぞれ事前に委員の方々にお配りするなり、あるいはまた ご連絡するなり、あるいはまたご意見を聞くなりいたしますので、そういう形でまとめさ せていただいていきたいというふうに思っております。そして、せっかく昨年末に貴重な ご意見をいただきましたので、こうやってまとめさせていただいて、後日、岡本政務官に お届けさせていただくということにさせていただこうと思っておりますので、よろしくお 願いしたいというふうに思います。

もう、ちょっと時間がありませんので、急がせていただきます。

次に、議事の5番目ですが、「道州制がめざす将来の日本の姿」の作成について、お手元の資料7でございますけれども、先日の集中審議でもお話が出ましたけれども、国民的議論の一層の喚起を図るため、道州制の制度論にとどまらず、道州制によって日本がどのように変わるか、どのようなメリットが国民生活にもたらされるかというについても、最終報告に盛り込んでいってはいかがかと考えております。

これについては、資料7にもつけておりますけれども、九州地域戦略会議で取りまとめられた道州制の九州モデルにある役割分担のケーススタディの部分の記述は、非常に具体的で中身が濃いものになっておりますので、大変参考になるかというふうに思っております。

つきましては、これとこれまでの当懇談会における議論を参考にしていただきながら、各ブロックの道州制協議会において、幾つかの分野について「道州制がめざす将来の日本の姿」といいますか、「道州制になったら自分のところはこう変えたい」というようなことで、先ほども出ましたけれども、時間的には春頃というか、4月か5月ぐらいまでに、

言ってみれば作文になるかもしれませんけれども、しかし、それはそれで日頃から道州制に関心を持っていただいておりますので、単なるアイデア、思いつきということではなくて、しっかりしたアイデアがまとめられると思いますので、そういう「自分のところはこう変えたい」という未来像を作成いただきまして、1回、それぞれの協議会の委員の方々、関西は関西、四国は四国、沖縄は沖縄、それから九州は九州、東北は東北ということで、ご報告いただくというか、お話しいただくスケジュールで進めていただければと。

突然のお願いで恐縮ですけれども、描くテーマ、中身の濃淡については、各協議会で自由にお決めいただいて結構ですので、「関西はこういうふうにしたい」と、もう既に篠崎委員などは日ごろからよく言っておられますので、もうお持ちですから、「関西はこうしたい。こういうふうな関西にしたい」とかというふうに思っているというようなことでも、自由にお決めいただいて結構でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

特に、協議会の委員の方々、ちょっとそういうようなことで、この「我が関西州は」、「我が四国州は」ということで、まだ線引きというか、そういうことが行われているわけではありませんけれども、大体のイメージを持っておられると思いますので、そのことについておまとめいただき、ご発表いただけたら、お話しいただけたら、大変ありがたいなと。それによって、もって道州制の後、それぞれのブロックがどんなイメージになるのかということが具体化するのではないかというふうに思っておりますので、そういうようなことで、ちょっと協議会の委員の方々、お願いしてよろしゅうございましょうか。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 先ほど、山下委員がおっしゃったのと同じような感じをちょっと私も持っていまして、今、座長の言われたのは、どちらかというと、ここの委員一人ひとりが持っているものを出したらいいのではないかというようなニュアンスに受け取れるんですけれども、それだとこのビジョン懇談会にご報告して最終報告に入れていただくというのは、逆にちょっと難しいのではないかと。本当に、それをきちんと報告して、ビジョン懇談会の報告書の中に書き込むという形になさるのであれば、しようということであれば、やはり九州みたいなきちっとした作業が必要なのではないかと、私もやはり思うんですけれども。だから、どっちかにしていただかないと。要するに、単に報告書に……

○江口座長 そうですか。いや、それは相談ですけれども、私のほうは、そういうことで 日頃からいろなところを回って、東北の方々は東北の道州制のイメージというか、そ ういう感じを持っておられる。四国は四国で、やはり高松へ行ったり愛媛へ行ったり、徳 島も行きましたけれども、それぞれ何か「道州制になったらこうなる、こうしたい」とい うようなことを語られますし、ですから、それはそれであるのかなというふうに思って、 そういうそれぞれブロックごとに共通のイメージなどというのは、大きく違っているかも しれませんけれども、多少なりともあるのかなと思って、それで、特に関西なども、いろ いろな議論をされていますので、あると思うんですけれども、ですから、まとめていただ くということで、どうしてもこれは本式にやらなければいけないというか、やりたいとい うんだったら、それはそれでやっていただいたら。

それで、もう一つ、何も一遍に何カ所か、これは2時間の間にばばっと話はできませんので、順次、1つずつということになりますから、ちょっと時間差はあるかもしれませんけれども、まとめていただければと思っています。

篠崎さん、どうぞ。

- ○篠崎委員 関西の状況で言いますと、先ほどちょっと金子委員から、「広域連合」という言葉を外せというふうな、非常に私にとってはびっくりするような発言が……
- ○江口座長 広域連合は?
- ○篠崎委員 外すべきだというふうな先ほどの発言もびっくりしたんですけれども、それは、多分、金子委員は、広域連合というのがいかに使い勝手の悪いものかということをおっしゃったんだと思うんですが、関西は、その使い勝手が悪い制度でも、一生懸命これまで積み上げて、6年ぐらい、行政と経済団体が議論しながら、今、証拠ということで広域連合を立ち上げるべき、本当に発足間際のところにおります。

ですから、広域連合では、具体的に証拠の部分をやっております。関西から、例えば「道州制になったときにこういう関西にしたい」というのは、少しさかのぼりますけれども、関経連が「関西ビジョン」というのを書いておりますが、それは経済団体としてのですね。

もう一つ、関西には広域連合の前身として、今現在あります組織として、広域連携の組織がございます。関西機構というのがあります。そこで、こういう関西の「こう変えたい」というビジョンをつくるということは、今の広域連合の先にあるものを見通すという意味では可能なんですが、ただ、そこの組織としてやるときに、少し私などが困るなと思っておりますのは、今の知事の中には、大変積極的な道州制論者と、そうではない論者がいらっしゃいまして、広域連合も、国の言う道州制への一ステップとしては反対だという知事もいらっしゃるわけですね、公の発言ですけれども。

そういう中では、個人としては幾らでも、「こういう関西にしたい」というのは言える んですけれども、関西の経済界、行政、住民の総意としてという意見には、なかなかまだ いっていないんですね。協議会というものがそういう実態でございますので、そこのとこ ろで、皆さん同じように、今、悩んでおられると思います。

○江口座長 恐らく、そうだと思います。それで、まとめ方はそれぞれのお考えで、極端に言えば、これは佐々木委員なら佐々木委員、「これは個人的なイメージですよ」ということでも、「いや、これは10人ぐらいに聞いて、これですると東北はこうなる」とか、四国も、山下委員個人で考えた結果こうなるということでもいいですけれども、「いや、何人か民間の人にも聞いてみて、こういうふうなイメージをみんな描いているようだ」というようなことでも、私はいいのではないかというふうに思うんですね。

今、全く何もポスト道州制、いわゆる道州制になった後の姿が——これは松浪政務官が ずっと言い続けてきたことだと思うんですけれども、その後どうなるんだという、そうい うイメージも、やはり必要ではないかなというふうに思いますので、これはそのときに「これは私個人のビジョンですよ、意見ですよ」ということを言っていただいたらいいですし、「これはこういうふうなやり方でまとめたものですよ」というようなことでもいいと思います。それが絶対的なものであるということで、そう描いたからそうなるというものではなくて、やはり参考ということにもなる。お互いの道州制に対するイメージ、「ああ、あそこはああいうふうなことを考えているのか」というようなことにもなってくると思いますので、ぜひそういうようなことで、詳細にわたってもいいですし、それから簡単に項目別にでもいいですから、できれば春頃、4月、5月ぐらいまでにまとめていただければ、また、ペーパーで出していただければ、また事前に相互に協議会、また委員に配布して、あらかじめ読んでもらってということで、「道州制になればこんなのか」というようなイメージづくりにもなるのではないかというふうに思いますので、これが「四国はこう言ったから、もうこう」という、そういうふうな考え方はありませんで、ただ、私としては、イメージが欲しいなというところで、今、お話ししていますので、ぜひご協力いただければなというふうに思っているということであります。

どうぞ。

○金子委員 ちょっと誤解があったようですから。

篠崎委員の、道州制を取り消すというふうな話ではないんです、私は。誤解がないように、もう一回申し上げますけれども、広域連合というのは、自治法に既にある現行の制度である。しかも、非常に難しくて、従来、どこの県も使ったことはないというものなんですね。それは、どこかに欠陥があるから使えない。したがいまして、特定広域団体をつくるときの母体にするには、ちょっと具合が悪い。

しかし、それをやっているならやっているでいいわけですから、私は、広域連合を含む 上位概念に変えるのはどうかと、こういうことを言っています。広域連合を含む上位概念、 論理学上の言葉で言うと類概念といいますけれども、類概念に変えたらどうかという趣旨 で申し上げたかったわけです。

- ○篠崎委員 関西も、分権改革ということで一生懸命やっている中で、この道州制の中に、 やはり広域連合も道州制特区の法律を変えて認めてもらえるということが、ある意味、頑 張れる部分でもありますので、上位概念だけではなくて、「何々広域連合も含む上位概 念」というふうに書いていただきましたら……
- ○金子委員 そうですね、「広域連合等」でもいいと思います。
- ○篠崎委員 はい。地元へのエールにもなりますので、その点はお願いしたいと思います。
- ○江口座長 しかし、高橋委員の意見は、このとおりこの意見ですから、これを修正して どうのこうのということは……
- ○金子委員 そういうことではない。それは、さっき長谷川委員からのご指摘がありましたから、そうしましょうと。
- ○江口座長 一応、金子委員のご意見ということで、長谷川委員のお話があったようにで

すね。

- ○金子委員 ただ、言った意味は、そういうことだということ。
- ○江口座長 ということですね。どうぞ。
- ○佐々木委員 今の座長のお考えは、わかりました。わかりましたので、何か工夫してみますけれども、ここの資料7の2つ目のポツですか、「最終報告に盛り込む」というところは、ちょっと留保させておいていただかないと、やはりいけないと思うんですが。
- ○江口座長 どこですか。
- 〇佐々木委員 「報告いただいたものについて、道州制ビジョン懇談会の最終報告に盛り 込む」。
- ○江口座長 「最終報告に盛り込む」、はい、わかりました。
- ○佐々木委員 これはちょっと、どんな形で出てくるかわからないので。
- ○江口座長 わかりました。一遍、皆さん方に出していただいた後、どうするかということについて……
- ○佐々木委員 検討していただくなり、そういうことはしないとかですね。
- ○江口座長 最終報告に盛り込むかどうかということについては、わかりました、そうい うことにいたしましょう。
- ○佐々木委員 そこは、ぜひそういうふうに扱っていただきたいと思います。お願いいた します。
- ○江口座長 皆さん方のご意見、またビジョンを聞いた上で、ここは判断させていただく ということにしたいというふうに思います。

いろいろ議論が今日も出てきまして、大変充実した……

- ○河内山委員 座長、1点だけいいですか。
- ○江口座長 どうぞ。
- ○河内山委員 新聞で報道されたので、私も実態はわからないんですが、渡辺喜美さん、 江田憲司さんほかの方と、道州制の国民運動に江口座長が取り組まれるという報道がされ まして、今日も何人かの方が「ビジョン懇談会でやるんですか」と言われるから、「それ は座長のお考えなんでしょう」という話をして、もちろんそういうふうに言いましたけれ ども。
- ○江口座長 それは、全く関係ありません。私は、PHP総合研究所社長・江口克彦ということで、個人で参加しているということでありまして、それ以上のコメントをする気持ちは、今のところここの場ではありません。
- ○河内山委員 ぜひ、そうしませんと……
- ○江口座長 決して、一度も私のほうから、「道州制ビジョン懇談会座長」と言った覚え はありません。
- ○河内山委員 はい、わかりました。

○江口座長 それでは、本日はここまでとさせていただきたいというふうに思います。 次回につきましては、追って事務局より連絡させていただきます。

以上をもちまして、本日の道州制ビジョン懇談会、ちょうど時間が参りましたので、終わらせていただきたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

午後 6時57分閉会